

令和8年度第5回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年8月17日（月）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和8年度第5回三春町農業委員会を開催した。

- 2 出席委員 13名

1 番 大 津 早 苗	2 番 佐 藤 一 八	3 番 増 子 義 男
4 番 橋 本 文 夫	5 番 八 木 沼 孫 一	6 番 武 内 徹
7 番 新 田 俊 男	8 番 門 馬 稔 治	9 番 大 内 昌 子
10 番 佐久間 稔	11 番 渡 辺 良 一	12 番 渡 邊 重 吉
13 番 影 山 忠 夫		

- 3 欠席委員

なし

- 4 事務局からの出席者 3名

事務局長：渡辺 淳

事務局次長：近内 信二

事務局主査：岩崎 友也

- 5 審議案件

議案第16号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議案第17号 現況確認証明申請について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。

9 番 大 内 昌 子 委員 10 番 佐久間 稔 委員

- 8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第16号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議 長： 「議案第16号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：（議案説明）
議長：ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
一同：質問、意見等なし
議長：質問、意見等ないので、採決いたします。
この申出について、また、欠員を補充しないことについて同意することにご異議ありませんか。
全員：異議なし。
議長：異議がないようですので、この案件について同意することに決定いたします。
大津委員と大内委員には地区兼務となりますが、よろしくお願いいたします。

議案第 17 号 現況確認証明申請について

議長：「議案第 17 号 現況確認証明申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局：この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、セブンイレブン三春インター店から北へ 150 m と東へ 500 m のところです。

事務局：（議案説明）
議長：現地調査をした 8 番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。
委員：8 番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告
委員：8 月 3 日午後 1 時 30 分から、大内委員、佐藤推進委員及び事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、木が生い茂っており既に農地として機能していないことから、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長：ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
一同：質問、意見等なし
議長：質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
全員：異議なし。
議長：異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、カタクリの里から西へ 750 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 3 番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 増 子 義 男 委員、現地調査報告

委 員： 8 月 3 日午後 4 時 15 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、現在作付けされていませんが、今後は農地として適正に管理することから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、山田集会所から北東へ 300 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3番 増子義男 委員、現地調査報告

委 員： 8月3日午後4時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、北側が公衆用道路と東側が畑、西側が宅地、南側が原野に囲まれています。
本申請により周囲の農地への影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第5回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和8年度第5回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 新川 忠夫

9 番委員 大内 昌子

10 番委員 佐久間 稔